⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成22年度以降（平成22年４月１日から申請書の提出日まで）に元請として完成し、引渡しが済んでいるもののうち、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

要件

①　道路工事で、歩道を有する全車線数が２以上の施工延長500m以上の工事

②　電線共同溝の埋設管路の施工延長500m以上の工事

※①、②はいずれも新設工事とする。

※①及び②の実績を有すること（但し、別工事可。）

共同企業体の場合、全ての構成員が上記①、②の実績を有すること。

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（当機構、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び要件の数量を確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

⑸　次に掲げる基準を満たす技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。

①　工事施工に係る主任技術者又は監理技術者

イ　下記に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任とする。

平成22年度以降（平成22年４月１日から申請書の提出日まで）に元請として施工を完了した土木工事のうち、担当技術者（一級土木施工管理技士の有資格者）以上の技術者として下記に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、共同企業体の場合は構成員それぞれから配置できること。

要件

①　道路工事で、歩道を有する全車線数が２以上の施工延長200m以上の工事

②　電線共同溝の工事

※①、②はいずれも新設工事とする。

※①又は②の実績を有すること。

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（当機構、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び要件の数量を確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

ロ　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者であること。なお、「同等以上の能力を有する者」とは次の者をいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者

・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の能力を有する者

・これらと同等以上の能力を有する者と大臣が認定した者

ハ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ニ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

ホ　実際の施工に当たって、本工事は工期が多年に及ぶため、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認めることとする。この場合、発注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、上記イからニの条件を満たす技術者を配置することとし、一定期間（３か月程度）重複して配置し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

②　施工調整業務管理技術者　下記に掲げる基準を満たす施工調整業務管理技術者を当該工事に専任で配置できること。⑸③と兼務不可とする。共同企業体の場合は代表者から配置することとする。

また、本業務の管理技術者は本工事における主任技術又は監理技術者及び担当技術者と兼ねることが出来ない。

イ　土木工事・土木設計に関し13年以上の実務経験を有し、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者

・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者）

・これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（当機構、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び要件の数量を確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

ロ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書および資料の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

ハ　実際の施工に当たって、本工事は工期が多年に及ぶため、管理技術者の途中交代を認めることとする。この場合、発注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、上記イからロの条件を満たす技術者を配置することとし、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。ただし、本業務の担当技術者と同時期（半年以内）の変更は不可とする。

ニ　配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。但しその場合は、各構成員について、それぞれ３名を限度とする。

③　施工調整業務担当技術者　下記に掲げる基準を満たす施工調整業務担当技術者を当該工事に配置できること。⑸②と兼務不可とする。共同企業体の場合は代表者から配置することとする。

また、本業務の担当技術者は本工事における主任技術又は監理技術者及び担当技術者と兼ねることが出来ない。

イ　土木工事・土木設計に関し５年以上の実務経験を有し、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者

・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者）